

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年8月1日
(第25期) 至 平成24年7月31日

株式会社アルデプロ

(E04023)

第25期（自平成23年8月1日 至平成24年7月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社アルデプロ

目 次

頁

第25期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【仕入及び販売の状況】	10
3 【対処すべき課題】	11
4 【事業等のリスク】	12
5 【経営上の重要な契約等】	16
6 【研究開発活動】	16
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	16
第3 【設備の状況】	18
1 【設備投資等の概要】	18
2 【主要な設備の状況】	18
3 【設備の新設、除却等の計画】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
(1) 【株式の総数等】	19
(2) 【新株予約権等の状況】	37
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	39
(4) 【ライツプランの内容】	39
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	39
(6) 【所有者別状況】	42
(7) 【大株主の状況】	44
(8) 【議決権の状況】	45
(9) 【ストックオプション制度の内容】	46
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	48
4 【株価の推移】	48
5 【役員の状況】	49
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	51
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
(1) 【連結財務諸表】	60
(2) 【その他】	60
2 【財務諸表等】	61
(1) 【財務諸表】	61
(2) 【主な資産及び負債の内容】	83
(3) 【その他】	85
第6 【提出会社の株式事務の概要】	86
第7 【提出会社の参考情報】	87
1 【提出会社の親会社等の情報】	87
2 【その他の参考情報】	87
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	88

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年10月31日

【事業年度】 第25期(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久保玲士

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 久保玲士

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 久保玲士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月
売上高 (千円)	47,977,866	13,924,998	8,356,392	4,761,293	—
経常損失(△) (千円)	△7,903,326	△18,611,479	△9,214,658	△551,173	—
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△26,125,895	△25,618,122	△8,704,757	55,650	—
包括利益 (千円)	—	—	—	59,980	—
純資産額 (千円)	5,998,394	△19,598,946	70,981	130,459	—
総資産額 (千円)	72,582,976	32,705,360	15,296,269	11,232,721	—
1株当たり純資産額 (円)	1,421.00	△4,647.32	△3,013.05	△2,368.76	—
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△6,278.31	△6,073.76	△2,038.43	6.17	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	6.17	—
自己資本比率 (%)	8.3	△59.9	0.4	1.1	—
自己資本利益率 (%)	△265.9	—	—	57.6	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	43.3	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△55,038,612	9,309,538	5,193,825	2,041,707	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△3,199,445	1,553,184	163,029	△241,733	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	53,210,984	△14,029,818	△4,819,254	△2,902,086	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,226,858	59,761	1,200,717	98,604	—
従業員数 (名)	218	40	33	13	—

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第21期、第22期、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第25期より連結財務諸表を作成しておりませんので、第25期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成20年 7 月	平成21年 7 月	平成22年 7 月	平成23年 7 月	平成24年 7 月
売上高 (千円)	44,139,234	12,742,057	6,972,978	4,217,401	3,240,181
経常損失(△) (千円)	△7,694,857	△18,494,152	△9,247,919	△538,225	△5,176,220
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△26,066,477	△25,550,671	△8,708,092	69,505	△4,469,007
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	12,944,169	12,944,169	300,000	300,000	300,000
発行済株式総数 (株)	普通株式 4,217,839	普通株式 4,217,839	普通株式 7,188,393 A種優先株式 8,916 B種優先株式 26,701 C種優先株式 2,160,476 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822 譲渡制限種類株式 1,818,182	普通株式 9,952,236 A種優先株式 8,916 B種優先株式 15,025 C種優先株式 2,160,476 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822	普通株式 10,023,508 A種優先株式 8,916 B種優先株式 14,145 C種優先株式 2,160,476 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822
純資産額 (千円)	5,937,339	△19,609,466	57,126	130,459	△4,342,027
総資産額 (千円)	71,683,063	32,694,841	15,234,765	11,232,721	3,160,382
1株当たり純資産額 (円)	1,407.67	△4,649.81	△3,014.58	△2,368.76	△2,771.67
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	普通株式 230 (230)	普通株式 — (—)	普通株式 — (—) A種優先株式 — (—) B種優先株式 — (—) C種優先株式 — (—) D種優先株式 — (—) E種優先株式 — (—) 譲渡制限種類 株式 — (—)	普通株式 — (—) A種優先株式 — (—) B種優先株式 — (—) C種優先株式 — (—) D種優先株式 — (—) E種優先株式 — (—)	普通株式 — (—) A種優先株式 — (—) B種優先株式 — (—) C種優先株式 — (—) D種優先株式 — (—) E種優先株式 — (—)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	△6,264.03	△6,057.76	△2,039.21	7.71	△446.56

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	7.71	—
自己資本比率 (%)	8.3	△60.0	0.3	1.1	△137.5
自己資本利益率 (%)	△262.4	—	—	77.5	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	34.6	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	2,203,268
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	468,180
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△2,558,923
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	—	211,130
従業員数 (名)	105	35	19	13	12

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 第21期、第22期、第23期および第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 第24期まで連結財務諸表を作成しておりますので、第24期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 4 第25期から当社は非連結となりましたので、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
昭和63年3月	東京都千代田区に内装事業を目的として株式会社白川エンタープライズを資本金 3,000千円をもって設立
平成3年2月	内装事業から建物管理業務へ進出
平成6年1月	興栄マネジメント株式会社に商号変更 東京都新宿区に本社を移転 内装事業から撤退
平成10年3月	100%出資子会社プロスパー建物管理株式会社(本店 東京都新宿区)を設立(平成14年2月に資本関係を解消)
平成11年4月	宅地建物取引業の免許を取得、建物管理業務と併せて賃貸管理業務へ進出
平成12年9月	プラネットサポート株式会社に商号変更
平成13年12月	一棟中古マンション『セントエルモ宮前平』を取得し、中古マンション事業へ本格的に進出
平成14年1月	株式会社アルデプロに商号変更
平成14年2月	建物管理事業より撤退
平成14年3月	賃貸管理部門を営業譲渡
平成16年3月	東証マザーズ上場
平成16年9月	宅地建物取引業 国土交通大臣免許(1)第6933号を取得 プラネットサポート株式会社の全株式を取得し、子会社化 プロパティ・マネジメント事業へ再参入
平成16年10月	大阪市中央区、札幌市北区、横浜市西区に支店を開設
平成16年12月	福岡市中央区に支店を開設
平成17年2月	千葉県船橋市、さいたま市大宮区、名古屋市中区、仙台市青葉区に支店を開設
平成17年3月	広島市中区に支店を開設
平成17年7月	ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の株式を91.3%取得し、子会社化
平成17年10月	100%子会社の株式会社アルデプロアセットマネジメントを設立
平成17年11月	ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社がプラネットサポート株式会社を吸収合併
平成18年3月	株式会社尾高電工の発行済株式全株を取得し、子会社化 100%子会社の株式会社アルデプロプロパティマネジメントを設立
平成18年7月	当社保有のジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の全株式を株式会社アルデプロプロパティマネジメントへ譲渡 株式会社アルデプロアセットマネジメントの株式85.05%をプラチナ・アドバイザーズ株式会社へ譲渡
平成19年3月	株式会社オーパスの発行済株式全株を取得し、その100%子会社である株式会社サワケンホーム、株式会社ART都市開発を含め子会社化
平成19年4月	株式会社勤住ライフの第三者割当増資を全額引き受け、子会社化 株式会社日本インバスターズサービスの第三者割当増資を全額引き受け、子会社化
平成19年6月	株式会社アルデプロプロパティマネジメントが株式会社マッチング・ナビの発行済株式全株を取得し、子会社化 株式会社アルデプロプロパティマネジメントが株式会社メイプルリビングサービスの発行済株式の40%を取得し、持分法適用会社化
平成19年9月	株式会社ART都市開発の全株式を譲渡し、子会社から除外
平成19年11月	千葉支店(千葉県船橋市)、大宮支店(埼玉県さいたま市)を閉鎖
平成20年2月	株式会社尾高電工の全株式を譲渡し、子会社から除外 株式会社アルデプロプロパティマネジメント社が保有する株式会社メイプルリビングサービスの株式を譲渡し、持分法適用関連会社から除外

年月	概要
平成20年5月	株式会社アルデプロプロパティマネジメントの全株式を譲渡し、子会社から除外
平成20年7月	株式会社日本インベスターズサービスの全株式を譲渡し、子会社から除外
平成20年10月	100%子会社の株式会社アルデプロ住宅販売を設立
平成20年12月	株式会社オーパスの全株式を譲渡し、その子会社たる株式会社サワケンホームを含め子会社から除外
平成21年4月	ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の全株式を譲渡し、子会社から除外
平成22年10月	広島支店（広島県広島市）を閉鎖
平成23年4月	株式会社アルデプロ住宅販売の全株式を譲渡し、子会社から除外

3 【事業の内容】

当社の事業における当社の位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

セグメント	事業の内容
不動産再活事業	<p>当事業は、中古のマンションの再生および流通活性化を目的としております。</p> <p>具体的には、法人あるいは個人の所有する中古マンションや企業所有の社員寮等を一棟ごと、あるいは同一棟内より大量にもしくは戸別に購入し、戸別もしくは複数戸を実住物件(注)・投資物件として販売する事業であります。購入に際しては、綿密なデューデリジェンスを行い、購入後、区分登記されていない場合には区分登記し、さらに付加価値を高めるため、リフォーム、管理組合の設立準備等を行い販売しております。</p>
不動産賃貸収益等事業	<p>不動産再活事業に付随する事業（受取賃料、収入手数料等）であります。</p>

(注) 当社では、購入希望者が実際に住むことを前提とした物件を「実住物件」と称しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状態】

(1) 提出会社の状態

(平成24年7月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12	40.1	5.9	4,454

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産再活事業	5
不動産賃貸収益等事業	1
全社(共通)	6
合計	12

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金(時間外勤務手当)を含んでおります。

(2) 労働組合の状態

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として生産や輸出、設備投資が緩やかに持ち直し、また雇用情勢も改善傾向を示し個人消費は緩やかに増加しております。ただし、物価は下落テンポが緩和しているものの依然として緩やかなデフレーションの状況にあります。一方、先行きについては、復興需要等を背景に景気回復の動きが確かになることが期待されますが、ヨーロッパの政府債務危機を巡る不確実性が依然として高いなかで、世界景気に減速懸念が広がっており、景気の下押しリスクが存在しております。

当社が属する不動産業界におきましては、平成24年地価公示によりますと、平成23年の地価は4年連続の下落となりましたが、下落率は縮小傾向を示しており、底入れの兆しが伺えます。

また、首都圏の中古マンションの販売状況をみますと、平成24年3月が前年同期比35.8%増と前年が東日本大震災の影響から大きく落ち込んだことの反動から大幅増になり、その後も平成24年7月まで5カ月連続して前年同期を上回っております。

一方、主に法人向けの収益用不動産市況につきましては、平成24年7月の東京都心5区のオフィスビルの平均空室率は9.30%と平成24年6月の9.43%からは下落し、また平均賃料も平成24年4月の16,711円/坪から平成24年5月16,729円/坪、平成24年6月16,763円/坪、平成24年7月16,741円/坪と持ち直しの動きとなっております。

また、金融機関による不動産向け融資につきましては、日銀短観平成24年6月調査によりますと大企業向けがプラス2%（平成24年3月は5%）、中堅企業はマイナス2%（同1%）、中小企業はマイナス2%（同マイナス8%）と、依然として慎重姿勢が継続しているものと見受けられます。

こうした環境のなか、当社は事業再生ADR手続の対象となる販売用不動産や新規仕入物件の売却に注力してまいりました。しかしながら、不動産市況の低迷を受け、売上高は32億40百万円（前期比23.2%減）となりました。また、販売用不動産の簿価を切り下げたことから売上総損失が46億57百万円（前期は2億20百万円の売上総利益）となり、営業損失は51億32百万円（前期は4億97百万円の営業損失）、経常損失は51億76百万円（前期は5億38百万円の経常損失）となりました。一方、債務免除益7億4百万円などの特別利益を計上したものの、当期純損失は44億69百万円（前期は69百万円の当期純利益）となりました。

当事業年度における各セグメントの概況は次のとおりであります。

①不動産再活事業

法人向けを対象とした収益用物件や土地などの売上は、買い手側に物件取得ニーズはあるものの、価格面での調整がつかないケースや買い手に対する金融機関による不動産向け融資姿勢の厳格化の影響を受け、買い手側の資金調達が不調に終わることが多く、低調に推移しました。

以上から、不動産再活事業の売上高は28億85百万円、営業損失は49億55百万円となりました。

②不動産賃貸収益等事業

不動産賃貸収益等事業は、当社が保有する不動産物件に係る受取賃料収入や収入手数料等で構成されております。受取賃料収入は保有不動産の売却に伴い減少しました。

以上から、不動産賃貸収益等事業の売上高は、3億54百万円、営業利益は1億52百万円となりまし

た。

(注) 当社は今期から非連結となったため、セグメント情報の前期比較は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は2億11百万円と、前事業年度末の残高98百万円と比べて、1億12百万円の増加となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。なお、前期まで連結キャッシュ・フロー計算書を作成していたため、前期との比較は記載しておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、22億3百万円の増加となりました。これは、税引前当期純損失44億67百万円を計上したものの、たな卸資産の減少による営業キャッシュ・フローの増加が76億38百万円などとなったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、4億68百万円の増加となりました。これは、貸付金の回収による収入4億66百万円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、25億58百万円の支出となりました。これは、販売用不動産の売却に伴い金融機関から借り入れていた借入金を返済したことに伴う短期借入金の減少25億22百万円などによるものであります。

2 【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

仕入実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
セグメントの名称		
不動産再活事業	170,407	—
不動産賃貸収益等事業	—	—
合計	170,407	—

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 当事業年度から非連結となったため、前年同期比は記載しておりません。

(2) 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)	
	売上高(千円)	前年同期比(%)
セグメントの名称		
不動産再活事業	2,885,536	—
不動産賃貸収益等事業	354,645	—
合計	3,240,181	—

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 当事業年度から非連結となったため、前年同期比は記載しておりません。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ベガスベガス	1,258,635	38.8
株式会社ARDパートナーズ東京	555,309	17.1
株式会社フェリーチェインベストメント	357,955	11.0

(注) 当事業年度から非連結となったため、前事業年度は記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 会社の経営の基本方針

① 基本的な考え方

当社は「三つの豊かさの追求」という経営理念を掲げております。具体的には、「経済的豊かさ」「身体的豊かさ」、そして「心の豊かさ」を追求することであります。

私たちは、一人の人間として人生の目標を会社の経営理念とすることで、会社のベクトルとそこで働く役員・従業員のベクトルが乖離することがなくなると考えております。そして、この経営理念は、当社の役員・従業員のみならず顧客、株主の皆さま、そして多くのステークホルダーの皆さまにも追求していただけるとともに、当社グループのビジネスモデルや経営戦略をも深くご理解いただけるものと考えております。また、上記に掲げた理念の追求及びその結果としての利益の追求、つまり「理と利」の追求が、株主価値を高めるものであると考えております。

この経営理念のもと、当社は「成長し続ける真のパブリックカンパニー」をビジョンとして掲げ、邁進してまいります。そして、次世代へとつながるゴーイング・コンサーン企業となるべく、不動産の再活事業を通じて雇用、生産、納税の三大使命を果たしてまいります。

② 理念経営

当社は、経営の健全性、迅速な意思決定、ならびに経営の執行・監督体制を維持・充実することによる株主価値の向上が経営の重要課題であると考えております。不公正・非効率な経営は、株主価値を損なうのみならず、会社の成長にとって致命的な妨げになります。

当社グループが掲げる「理念経営」は、「三つのS」（注1）をキーワードとし、これは企業活動の根幹をなすものであると考えております。

そのためには、取締役及び執行役員をはじめとする経営者及び管理職が率先して、志と自己規律を高めて法令遵守・順法精神の向上に努め、さらに徹底した対話を重ね経営戦略の共有化を図っていくことで、株主価値を高めてまいります。

「三つの豊かさの追求」という一人の人間としての人生の目標に遡り、それを「三つのS」として理念経営に昇華することで、社会的に存在意義のある企業を目指してまいります。

（注）1 「三つのS」

- ① CS…Customer's Satisfaction（顧客満足）
- ② ES…Employee's Satisfaction（従業員満足）
- ③ SS…Shareholder's Satisfaction（株主満足）

(2) 目標とする経営指標

当社は、経営理念の一つである「経済的な豊かさ」を追求するために、売上高経常利益率を経営の重要な指標と位置づけております。具体的には、売上高経常利益率15%を目指しております。これは、経常利益こそが、株主の皆さまに対する配当還元の出発点であり、また従業員に対する豊かさの実現の出発点であり、そして何よりも会社が継続して成長していくための根幹であると考えているからであります。

当事業年度における売上高経常利益率は経常損失を計上しているため、△159.8%であります。当社といたしましては、早期の黒字化を目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、事業再生ADR手続きに基づき開発事業からの撤退を中心とする事業再生計画を策定し、平成22年6月29日に対象債権者の皆様にご承認をいただきました。そのほかを含めた当社が進めている中長

期的な経営戦略は次のとおりです。

① 開発事業からの撤退

当社は過去の業績悪化の反省を踏まえて、投資関連事業、開発事業から撤退し、当社ビジネスモデルの原点である中古マンション再活事業へ集中してまいります。当社は平成19年8月に連結売上高1,607億円の業績見通しを発表し、その達成のため、不動産仕入を積極的に行いました。そのとき、これまで手がけてこなかった土地の仕入れなどの開発案件にも範囲を広げました。しかし、開発案件は土地を仕入れてから建物を建設して販売するため資金を回収するために長期間（物件によっては2年や3年）を要し、資金繰りが逼迫する一因となりました。

当社のビジネスモデルの原点である中古マンション再活事業は販売期間が短いため、資金効率が良いことが特徴です。このため、開発案件からは撤退し、中古マンション再活事業に経営資源を集中してまいります。

② 事業再生ADR手続の対象となる販売用不動産の早期売却

当社は、事業再生ADR手続の対象となる担保付販売用不動産の早期売却を進めてまいります。担保付販売用不動産の売却に際して追加で無担保債権が発生した場合、対象となる金融機関に対してはDES、もしくはサービサーへの債権譲渡に応じていただくこととなっております。DESを行う場合には、臨時株主総会または定時株主総会の決議を得ることとなっております。

③ 経費の削減

平成24年7月に実施した希望退職者の募集により当社の従業員数は平成24年9月14日現在5名となっております。これによる固定費削減効果は年間300万円を見込んでおります。その他の販売費および一般管理費についても事務所賃貸面積の縮小などにより一層の削減を進めてまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、平成22年6月29日付で事業再生ADR手続が成立したことを受けて、事業再生計画を遂行し、業績の回復、財務基盤の向上を目指してまいります。また、平成24年7月期において債務超過に陥ったことから、債務超過からの解消を目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性のある、リスク及び変動要因は以下に記載しておりますが、当社では、これらリスクの存在を認識した上で、当該リスクの発生に伴う影響を極力回避するための努力を継続してまいります。なお、記載しております文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

I 業界動向について

① 業界における法的規制について

当社は、不動産関連業界に属し、なかでも当該業界におけるマンションやオフィスビル等の取引については「宅地建物取引業法」、「建物の区分所有等に関する法律」、「借地借家法」、「建築基準法」及び「都市計画法」等の法的規制があります。当社は、不動産流通業者としてこれらの規制を受けており、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、不動産の流通業務、賃貸業務等を行っております。また当社は、金融商品取引法に基づく「第二種金融商品取引業」の登録を行っております。

これら許認可等には有効期限があり、その円滑な更新に努めるとともに、これらの法令諸規則が遵守されるよう、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令遵守の徹底や法

令リスク管理等に努めております。

現在、当該許認可等が取消しとなる事由は発生しておりませんが、万一、将来何らかの理由により当該許認可等が取り消された場合、また上記法令諸規則の改廃や新たな法的規制の新設、あるいはこれら法令諸規則の違反等が発生した場合には、当社の事業運営や業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

② 景気動向等が当社の事業に与える影響について

不動産業界の業況は、一般的に景気動向、金利動向、地価動向、税制及び法的規制等の要因により影響を受けやすい傾向にあります。

当社では、一般個人顧客に中古マンションを販売する場合、賃貸住宅に居住しているお客様を中心に営業を行っておりますが、景気低迷、物件価格の上昇及び金利の上昇等により、中古マンションに対する購買意欲が相対的に減退した場合、業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

また、当社は収益用の投資物件の販売も行っております。投資対象となる不動産物件からの賃貸収入及びそれらの収益を基準として算定した不動産価格と事業損益は密接に関係しており、その賃貸収入は景気の影響を受ける傾向にあります。また、昨今の金融市場の悪化がもたらすクレジット・クランチがさらに長期に及んだ場合、不動産流通市場に与える影響が一段と深刻化するおそれがあり、当社の業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

③ 競合及び価格競争について

当社は、主に実住物件は一次取得者に、また投資物件は法人及び個人を対象に、一般的に新築マンションに比べて安価な中古マンションを提供しております。

当社は、「再活」事業のノウハウを蓄積し、今後もさらなる同事業の深耕を企図しておりますが、競合企業の増加は否定できません。たとえば、競売市場からの仕入れにつきましては、競売入札参加者は増加傾向にあり競争が激化しております。また、不動産流通市場におきましても首都圏の優良物件を中心に仕入れ競争が激化しております。当社といたしましては、仕入れに際して綿密なデューデリジェンスを行い、付加価値を高めた商品を販売しておりますが、今後、競争の激化により販売戸数が減少した場合、又は仕入物件の減少や価格競争による仕入価格の上昇等により採算が悪化した場合には、当社の業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

④ 災害等の発生について

地震・暴風雨・洪水等の自然災害、火災等の人災その他不測の事態が生じた場合には、当社が保有・管理等を行っているたな卸資産及び賃貸用不動産等の価値が大きく毀損する可能性があり、当社の経営成績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

II 事業内容について

① 上場廃止基準について

平成24年7月31日現在において、当社は43億42百万円の債務超過となっております。当該状況を解消すべく、引き続き収益機会の確保、販売費・一般管理費の削減、事業再生ADR手続における金融債権者の皆様への再生計画へのご協力の要請等を進めてまいります。

しかしながら、これらの施策を講じたにもかかわらず、平成25年7月期に債務超過の状況が解消できなかった場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触することとなり、当社株式が上場廃止となる可能性があります。

② 在庫リスクについて

当社では、販売物件の価格、戸数、収益用物件の場合は稼働率や受取賃料等を総合的に勘案して営業

戦略を立案しております。また、販売の進捗状況を迅速かつ的確に把握し、当初の計画どおりに販売が行われていない場合には積極的に営業戦略の見直し・改善を図る等、機動的な営業体制を構築することで効率的な販売ができるよう努力しております。しかしながら、物件仕入におけるデューデリジェンスがうまくいかなかった場合、稼働率の低下や受取賃料の減少等による収益物件の利回り低下による投資対象としての魅力が減退した場合、また、購入希望者に対する金融機関からの融資がつかず販売が順調に進まないなど在庫が滞留した場合には、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性があります。

③ 事業再生ADR手続における経営計画の遂行について

当社は、平成22年6月29日付にて、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）を成立させ、その中で、事業再生計画を策定しております。

これまでの事業再生ADR手続の事業再生計画に対する進捗は大幅な未達となっております。当社は、四半期ごとに対象となる金融機関に対して債権者委員会を開催して事業の進捗状況を説明し、それ以外にも対象となる金融機関に対しては随時、当社の販売用不動産の売却状況など事業の進捗状況を説明しております。

当社は、今後も事業再生ADR手続の対象となる販売用不動産の売却を進めてまいります。この販売用不動産の売却に伴い追加で発生する無担保債務については、対象となる金融機関には債務の株式化（以下、DESといいます。）もしくは、サービサーへの債権譲渡に応じていただくこととなっております。DESを行う場合には、臨時株主総会または定時株主総会の決議を得ることとなっております。このようにして、当社の販売用不動産の在庫を圧縮し、併せて金融機関からの債務も圧縮して財務体質の改善を進めてまいります。さらに、新規に不動産物件を仕入れ、売却することにより適正な利益を獲得し、当該経営計画を着実に成し遂げ、事業再生を達成してまいりたいと考えております。しかしながら、景気低迷、金融機関からの物件仕入資金調達難、不動産市況の停滞による販売不振、またはその他の事由により、当該事業計画が未達成に終わった場合には、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

④ 有利子負債への依存について

当社の不動産プロジェクトにおける不動産取得費は、主に金融機関からの借入金によって調達していたため、総資産額に占める有利子負債の割合が高く、当社の経営成績及び財政状態は金利変動により影響を受ける可能性があります。

（単位：千円）

	平成21年7月期	平成22年7月期	平成23年7月期	本事業年度末
有利子負債残高（A）	45,259,396	12,410,013	9,607,998	6,486,007
総資産額（B）	32,705,360	15,296,269	11,232,721	3,160,382
有利子負債依存度（A÷B）	138.40%	81.13%	85.54%	205.23%

（注）平成24年7月期から当社は非連結となりましたので、平成21年7月期、平成22年7月期、平成23年7月期は連結の数値を記載し、本事業年度は個別の数値を記載しております。

⑤ 訴訟の可能性について

当社が販売・施工・管理する不動産物件において瑕疵の発生、管理状況に対する顧客からのクレーム、入退居時の居住者とのトラブル、販売方法に関するトラブル等の発生を理由とする、又はこれらに

起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によっては当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 引渡時期による事業の変動について

当社の不動産販売にかかる売上計上方法は、物件の売買契約を締結した時点ではなく、物件の引渡しを行った時点で売上を計上する引渡基準によっております。そのため、物件の引渡し時期及び規模、利益率等により、当社の業績に変動が生じる可能性があります。

Ⅲ 事業体制について

① 人材の確保について

当社の営む事業は人的資本により成り立っており、当社の成長速度に見合った人員の確保および育成が経営上の重要な課題となっております。

当社は、当社が掲げる経営理念に賛同できることを重要な要素として、多種多様な業界からの中途採用を中心に採用活動を行っております。

さらに、経営理念を全社で追求することにより、部門間での人事異動を可能にし、人材の有効活用が実現すると考えております。しかしながら、当社の求める人材が十分に確保できない場合、又は現在在職している人材が流出し、必要な人材を確保できなくなった場合、当社の業績及び今後の事業推進に影響を与える可能性があります。

② 小規模組織であることについて

当社の組織は、本有価証券報告書提出日現在、取締役3名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）、従業員5名と、極めて小規模であります。

現状の員数にて必要な内部統制・内部管理体制はとれておりますが、将来における急激な業容の拡大や、在籍する役職員が退任、退職等により社外に流出した場合、当社の事業運営及び事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 顧客情報について

当社は営業活動に伴って入手した顧客情報を、当社内のコンピュータシステム上において管理しております。顧客情報の管理には細心の注意を払っておりますが、外部からの不正なアクセス等により、顧客情報の外部への漏洩が発生した場合、当社の信用力が低下し、経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社は、当事業年度において、売上高32億40百万円（前期比23.2%減）、営業損失51億32百万円、経常損失51億76百万円を計上し、5期連続で営業損失、経常損失を計上しました。また前事業年度は69百万円の当期純利益を計上しましたが、当事業年度は44億69百万円の当期純損失を計上し、43億42百万円の債務超過に陥りました。さらに、事業再生ADR手続の中で全金融機関との間で合意した債務弁済計画案の一部について変更を余儀なくされている状況にあります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。

また、当事業年度末において43億42百万円の債務超過となっているため、上場廃止基準に抵触しており、平成25年7月末までに債務超過が解消されなかった場合には、上場廃止となる可能性があります。

V その他

① 株式の希釈化について

当社は平成22年7月28日に第三者割当により普通株式、譲渡制限種類株式、優先株式（A種ないしE種）を発行し、平成24年7月31日現在では、普通株式10,023,508株、A種優先株式8,916株、B種優先株式14,145株、C種優先株式2,160,476株、D種優先株式2,160,410株、E種優先株式138,822株を発行しております。このうち、優先株式については、将来的に転換比率により優先株式のうちC種ないしE種優先株式については、その同数が普通株式に転換されますが、A種及びB種優先株式については、転換後の普通株式は、それぞれ722,108株及び1,145,650株となります。

また、当社グループは、当社の取締役及び従業員の業績向上に対する志気を高めることを目的として、取締役及び従業員等に対してインセンティブ制度を導入しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権ならびに会社法第236条、238条及び239条に基づく新株予約権を付与しているものであり、平成15年5月16日に開催された臨時株主総会および平成20年12月9日に開催された取締役会の決議をもとに、取締役、従業員に対して付与いたしました。当該新株予約権にかかる新株発行予定数の合計は平成24年7月31日現在で、4,830株であります。

なお、これら優先株式の普通株式への転換および新株予約権が行使された場合、当社の普通株式の発行株済式の総数は16,355,804株となり、株式価値の希釈化が生じることになります。さらに当社は、今後もストック・オプション等のインセンティブプランを実施することも検討しており、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希釈化し、当社株価や当社普通株式の需給関係等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 当事業年度の財政状態及び経営成績の分析

当事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績及び (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。なお、財政状態の分析につきましては、下記のとおりであります。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は、29億19百万円（前事業年度末比80億89百万円の減少）となりました。主な理由としては、販売用不動産が売却や簿価の切り下げにより減少したためであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は、2億40百万円（前事業年度末比17百万円の増加）となりました。主な理由は、貸倒引当金が18百万円減少したためであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は、72億86百万円（同33億12百万円の減少）となりました。主な理由としては、販売用不動産の売却に伴い金融機関に対して借入金を返済したことによる短期借入金の減少

であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は、2億15百万円(同2億87百万円の減少)となりました。主な理由としては、長期借入金の一部を1年以内返済予定の長期借入金に振替えたことによる減少や、長期未払金の支払いによる減少などによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、43億42百万円の債務超過(前期の純資産額は1億30百万円)となりました。主な理由としては、当期純損失44億69百万円を計上したことによるものであります。以上の結果、自己資本比率は△137.5%となりました。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、当事業年度において、売上高32億40百万円(前期比23.2%減)、営業損失51億32百万円、経常損失51億76百万円を計上し、5期連続で営業損失、経常損失を計上しました。また前事業年度は69百万円の当期純利益を計上しましたが、当事業年度は44億69百万円の当期純損失を計上し、43億42百万円の債務超過に陥りました。さらに、事業再生ADR手続の中で全金融機関との間で合意した債務弁済計画案の一部について変更を余儀なくされている状況にあります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。

当該状況を解消すべく当社は次の施策を実施しております。

- ① 金融機関に対しては、引き続き既存の販売用不動産の売却等について協議を進め、継続して支援を受ける予定であります。また、既存の販売用不動産の処分が目途が立ち次第、人員を拡充し新規物件の仕入、販売にエネルギーを注力する方針であります。
- ② 金融機関に対して平成24年7月末に弁済予定であった債務について、支払時期の繰延べを要請しております。
- ③ 平成24年7月に実施した希望退職者の募集により当社の従業員数は平成24年9月14日現在5名となっており、これによる固定費削減効果は年間30百万円を見込んでおります。その他の販売費および一般管理費についても事務所賃貸面積の縮小などにより一層の削減を進めてまいります。
- ④ 事業再生ADR手続の事業再生計画において、対象となる担保付不動産の売却に伴い追加で無担保債権が発生した場合、対象となる金融機関にはD E S、もしくはサービサーへの債権譲渡に応じていただくこととなっております。D E Sを行う場合には、臨時株主総会または定時株主総会の決議を得ることとなっております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度に実施した重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	構築物	車両 運搬具	工具器具 備品	土地 (面積㎡)		合計
本社 (東京都新宿 区)	全社統括業務 不動産再活事業 不動産賃貸収益 等事業	統括 業務 設備	—	—	—	—	— (—)	—	12

(注) 賃借中の主な設備は次のとおりであります。

名称	年間賃借料(千円)
本社事務所	19,137

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,753,572
A種優先株式	8,916
B種優先株式	26,701
C種優先株式	2,160,476
D種優先株式	2,160,410
E種優先株式	138,822
譲渡制限種類株式	1,818,182
計	35,067,079

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年10月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,023,508	10,024,722	東京証券取引所 マザーズ	単元株制度は採用しておりません。
A種優先株式	8,916	8,916	—	単元株制度は採用しておりません。 (注) 2, 3
B種優先株式	14,145	14,130	—	単元株制度は採用しておりません。 (注) 2, 4
C種優先株式	2,160,476	2,160,476	—	単元株制度は採用しておりません。 (注) 2, 5
D種優先株式	2,160,410	2,160,410	—	単元株制度は採用しておりません。 (注) 2, 6
E種優先株式	138,822	138,822	—	単元株制度は採用しておりません。 (注) 2, 7
計	14,506,277	14,507,476	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成24年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 A種ないしE種優先株式は、現物出資（借入金の株式化 27,203百万円）によって発行されたものであります。

3 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」とい

う。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、第7項(1)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、300,000円に、それぞれの事業年度毎に以下の年率(以下「A種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度=0.1%

2013年度および2014年度=0.3%

2015年度以降=0.5%

(3) A種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第7項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(4) 非累積条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときであっても、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第7項(2)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、300,000円を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2021年11月1日(当該日が営業日ではない場合には、翌営業日)以降2030年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「A種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2015年11月1日以降2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）まで（以下「償還期間」という。）の毎年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)および(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)および(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 任意償還価額の上限

A種優先株主は、本項に基づくA種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の前日における分配可能額が1億円を上回る場合に限り、当該上回る金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(2) 取得株式数の上限

A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式1,784株を上限として、償還請求をすることができる。

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株1株につき、300,000円とする。

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、かかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式1株につき、300,000円とする。

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

11. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4 B種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「B種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、300,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度=0.1%

2013年度および2014年度=0.3%

2015年度以降=0.5%

(3) B種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときであっても、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) B種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、300,000円（以下「B種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

(2) 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、2011年7月28日以降2020年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「B種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるB種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当

ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主およびB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、B種転換請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式の全部を、B種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2020年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をB種優先株主に対して交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、B種優先株式1株につき、300,000円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるC種優先配当金、D種優先配当金、C種優先残余財産分配金、およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

5. C種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) C種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) C種優先配当金の額

C種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度=0.1%

2013年度および2014年度=0.3%

2015年度以降=0.5%

(3) C種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「C種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払うC種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときであっても、そのC種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) C種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、3,704円（以下「C種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

(2) 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

C種優先株主は、2013年7月28日以降2022年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「C種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するC種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はC種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとする。

(1) C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- ②調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{matrix} \text{(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{matrix}}$$

- ④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以

下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社はC種優先株主およびC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C種転換請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式の全部を、C種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制転換日」という。)が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2022年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をC種優先株主に対して交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、C種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、C種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

6. D種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) D種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「D種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、当該D種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) D種優先配当金の額

D種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「D種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度=0.1%

2013年度および2014年度=0.3%

2015年度以降=0.5%

(3) D種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払うD種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときであっても、そのD種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) D種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、3,704円（以下「D種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

(2) 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

D種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

D種優先株主は、2015年7月28日以降2024年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「D種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するD種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はD種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該D種優先株主に対して交付するものとする。

(1) D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

- ④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日

(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社はD種優先株主およびD種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、D種転換請求期間中に取得請求のなかったD種優先株式の全部を、D種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制転換日」という。)が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、かかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2024年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をD種優先株主に対して交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、D種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、D種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

- (2) 当社は、D種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、B種優先残余財産分配金およびC種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

7. E種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) E種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）またはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「E種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、当該E種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) E種優先配当金の額

E種優先配当金の額は、3,704円に、事業年度毎に0.05%を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(3) E種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払うE種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときであっても、そのE種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) E種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、3,704円を支払う。

(2) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

E種優先株主は、2019年7月28日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「E種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するE種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はE種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該E種優先株主に対して交付するものとする。

(1) E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以

下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社はE種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、E種転換請求期間中に取得請求のなかったE種優先株式の全部を、E種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制転換日」という。)が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、かかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をE種優先株主に対して交付するものとする。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額(以下「強制償還価額」という。)の金銭をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、E種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、E種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、E種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年5月16日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成24年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年9月30日)
新株予約権の数	1個(注2)	1個(注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400株(注2,3)	400株(注2,3)
新株予約権の行使時の払込金額	150円(注4)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年5月17日から 平成25年5月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150円 資本組入額 75円	同左
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認めない。 c その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 当社は、以下のように株式分割を行っております。

平成15年10月7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月5日付をもって普通株式1株を2株に分割
平成16年4月7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年6月18日付をもって普通株式1株を4株に分割
平成16年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式1株を10株に分割
平成18年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月1日付をもって普通株式1株を5株に分割
これらにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ調整されております。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。調整の結果、1端株(1株の100分の1)未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

4 株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② 第6回新株予約権

平成20年12月9日の取締役会決議に基づいて発行した第6回新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年9月30日)
新株予約権の数	4,430個(注1)	4,430個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	4,430株(注1,2)	4,430株(注1,2)
新株予約権の行使時の払込金額	1,358円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月25日から 平成30年10月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,358円 資本組入額 679円	同左
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使 時においても、当社の取締 役、監査役または従業員の いずれかの地位にあること を要する。ただし、当社取 締役会において承認を得た 場合にはこの限りではな い。 b 新株予約権の相続は認め ない。 c この他、新株予約権の行使 の条件は株主総会決議およ び取締役会決議に基づき、 当社と新株予約権者との間 で締結する新株予約権割当 契約に定めるところによ る。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

3 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年8月28日 (注) 1	756,144	4,214,739	10,000,004	12,937,969	10,000,004	12,778,939
平成19年8月1日～ 平成20年7月31日 (注) 2	3,100	4,217,839	6,200	12,944,169	6,200	12,785,139
平成20年10月24日 (注) 3	—	4,217,839	—	12,944,169	△475,721	12,309,418
平成22年7月28日 (注) 4	3,489,584	7,707,423	335,000	13,279,169	335,000	12,644,418
平成22年7月28日 (注) 5	8,916	7,716,339	1,337,400	14,616,569	1,337,400	13,981,818
平成22年7月28日 (注) 6	26,701	7,743,040	4,005,150	18,621,719	4,005,150	17,986,968
平成22年7月28日 (注) 7	2,160,476	9,903,516	4,001,201	22,622,921	4,001,201	21,988,169
平成22年7月28日 (注) 8	2,160,410	12,063,926	4,001,079	26,624,000	4,001,079	25,989,249
平成22年7月28日 (注) 9	138,822	12,202,748	257,098	26,881,098	257,098	26,246,347
平成22年7月28日 (注) 10	1,818,182	14,020,930	250,000	27,131,098	250,000	26,496,347
平成22年7月28日 (注) 11	—	—	△26,831,098	300,000	△26,496,347	—
平成22年7月30日 (注) 12	△519,030	13,501,900	—	300,000	—	—
平成23年1月28日 (注) 13	1,818,182	15,320,082	—	300,000	—	—
平成23年1月31日 (注) 14	△1,818,182	13,501,900	—	300,000	—	—

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月28日 (注)15	945,661	14,447,561	—	300,000	—	—
平成23年7月29日 (注)16	△11,676	14,435,885	—	300,000	—	—
平成23年8月3日 (注)17	11,420	11,447,305	—	300,000	—	—
平成23年8月25日 (注)18	△141	14,447,164	—	300,000	—	—
平成23年9月14日 (注)19	7,046	14,454,210	—	300,000	—	—
平成23年9月20日 (注)20	38,471	14,492,681	—	300,000	—	—
平成23年9月28日 (注)21	△562	14,492,119	—	300,000	—	—
平成24年4月4日 (注)22	14,335	14,506,454	—	300,000	—	—
平成24年4月12日 (注)23	△177	14,506,277	—	300,000	—	—

- (注) 1 有償第三者割当増資
発行価格 26,450円
資本組入額 13,225円
割当先は、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社であります。
- 2 新株予約権の権利行使
- 3 平成20年10月24日開催の定時株主総会において、繰越利益剰余金の欠損填補を図るため資本準備金の減少を決議いたしました。そのため、資本準備金が475,721千円減少しております。
- 4 有償第三者割当増資
普通株式
発行価格 192円
資本組入額 96円
割当先 加藤照美、北山英樹、井康彦、風巻正人
- 5 有償第三者割当増資
A種優先株式
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円
割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社麴町興産
- 6 有償第三者割当増資
B種優先株式
発行価格 300,000円
資本組入額 150,000円
割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社麴町興産
- 7 有償第三者割当増資
C種優先株式
発行価格 3,704円
資本組入額 1,852円
割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社麴町興産
- 8 有償第三者割当増資
D種優先株式
発行価格 3,704円
資本組入額 1,852円

- | | | |
|--|-----|--|
| | 割当先 | 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、
興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社麴町興産 |
|--|-----|--|
- 9 有償第三者割当増資
- | | | |
|--|--------|--|
| | E種優先株式 | |
| | 発行価格 | 3,704円 |
| | 資本組入額 | 1,852円 |
| | 割当先 | GS Capital Partners VI Fund, L.P.
GS Capital Partners VI Offshore Fund, L.P.
GS Capital Partners VI Parallel, L.P.
GS Capital Partners VI GmbH&Co., KG. |
- 10 有償第三者割当増資
- | | | |
|--|----------|--------|
| | 譲渡制限種類株式 | |
| | 発行価格 | 275円 |
| | 資本組入額 | 137.5円 |
| | 割当先 | 秋元竜弥 |
- 11 資本金及び資本準備金の減少
会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少してその他資本剰余金に振り替え、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
- 12 自己株式の消却
自己株式（519,030株）の消却によるものであります。
- 13 譲渡制限種類株式の転換
譲渡制限種類株式の取得請求権行使による普通株式1,818,182株の増加によるものであります。
- 14 自己株式の消却
自己株式（譲渡制限種類株式1,818,182株）の消却によるものであります。
- 15 優先株式の転換
B種優先株式の取得請求権行使による普通株式945,661株の増加によるものであります。
- 16 自己株式の消却
自己株式（B種優先株式11,676株）の消却によるものであります。
- 17 優先株式の転換
B種優先株式の取得請求権行使による普通株式11,420株の増加によるものであります。
- 18 自己株式の消却
自己株式（B種優先株式141株）の消却によるものであります。
- 19 優先株式の転換
B種優先株式の取得請求権行使による普通株式7,046株の増加によるものであります。
- 20 優先株式の転換
B種優先株式の取得請求権行使による普通株式38,471株の増加によるものであります。
- 21 自己株式の消却
自己株式（B種優先株式562株）の消却によるものであります。
- 22 優先株式の転換
B種優先株式の取得請求権行使による普通株式14,335株の増加によるものであります。
- 23 自己株式の消却
自己株式（B種優先株式177株）の消却によるものであります。
- 24 平成24年8月1日から平成24年10月31日までの間に、取得請求権の行使に伴う優先株式の取得と引換えによる普通株式の交付により、発行済株式が1,214株増加しております。また、優先株式の消却により発行済株式が15株減少しております。

(6) 【所有者別状況】

(普通株式)

(平成24年7月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	7	15	75	36	32	24,287	24,452	—
所有株式数(株)	—	153,994	103,111	1,684,749	99,552	11,460	7,970,642	10,023,508	—
所有株式数の割合(%)	—	1.53	1.03	16.81	0.99	0.11	79.52	100.00	—

(A種優先株式)

(平成24年7月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	15	—	3	—	—	—	18	—
所有株式数(株)	—	2,041	—	6,875	—	—	—	8,916	—
所有株式数の割合(%)	—	22.89	—	77.11	—	—	—	100.00	—

(B種優先株式)

(平成24年7月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	5	—	2	—	—	—	7	—
所有株式数(株)	—	3,992	—	10,153	—	—	—	14,145	—
所有株式数の割合(%)	—	28.23	—	71.77	—	—	—	100.00	—

(C種優先株式)

(平成24年7月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	15	—	3	—	—	—	18	—
所有株式数(株)	—	493,973	—	1,666,503	—	—	—	2,160,476	—
所有株式数の割合(%)	—	22.87	—	77.13	—	—	—	100.00	—

(D種優先株式)

(平成24年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	15	—	3	—	—	—	18	—
所有株式数(株)	—	493,949	—	1,666,461	—	—	—	2,160,410	—
所有株式数の割合(%)	—	22.87	—	77.13	—	—	—	100.00	—

(E種優先株式)

(平成24年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	4	—	—	4	—
所有株式数(株)	—	—	—	—	138,822	—	—	138,822	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	100	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

「所有株式数別」

(平成24年7月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
株式会社エム・エル・エス	東京都渋谷区道玄坂2丁目16-4	2,520,146	17.37
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社 代表社員 ジーエス・ピーアイエー・ホールディングス合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー46階	2,389,708	16.47
秋元 竜弥	東京都目黒区	1,822,772	12.57
株式会社関西アーバン銀行	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	554,674	3.82
加藤 照美	東京都多摩市	380,114	2.62
井 康彦	福岡県福岡市中央区	160,417	1.11
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	133,376	0.92
山崎一弘	大阪府八尾市	131,300	0.91
牧間次夫	千葉県袖ヶ浦市	100,540	0.69
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1丁目3-8	79,741	0.55
計		8,272,788	57.03

「所有議決権数別」

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議 決権に対す る所有議決 権数の割合 (%)
株式会社エム・エル・エス	東京都渋谷区道玄坂2丁目16-4	2,516,657	17.38
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社 代表社員 ジーエス・ピーアイエー・ホールディングス合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー46階	2,376,370	16.41
秋元 竜弥	東京都目黒区	1,822,772	12.59
株式会社関西アーバン銀行	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	550,162	3.80
加藤 照美	東京都多摩市	380,114	2.62
井 康彦	福岡県福岡市中央区	160,417	1.11
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	133,376	0.92
山崎一弘	大阪府八尾市	131,300	0.91
牧間次夫	千葉県袖ヶ浦市	100,540	0.69
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1丁目3-8	79,577	0.55
計	—	8,251,285	56.97

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成24年7月31日現在)

区分	株式数 (株)		議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A種優先株式	8,916	—	(注)
	B種優先株式	14,145	—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	—	—
議決権制限株式(その他)		—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)		—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式	10,023,508	10,023,508	(注)
	C種優先株式	2,160,476	2,160,476	
	D種優先株式	2,160,410	2,160,410	
	E種優先株式	138,822	138,822	
単元未満株式		—	—	—
発行済株式総数			—	—
総株主の議決権		—	—	—

(注) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の内容は、「1 (1) ②発行済株式」の「内容」に記載しております。

② 【自己株式等】

(平成24年7月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成15年5月16日臨時株主総会および会社法に基づき、平成20年12月9日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成15年5月16日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成15年5月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名及び従業員33名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	—

(平成20年12月9日取締役会決議)

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名及び従業員52名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第4号による取得請求権付株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)		価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	B種優先株式	880	—
当期間における取得自己株式	B種優先株式	15	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	B種優先株式 880	—	15	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、株主の皆さまに対する利益還元は、経営理念である「三つの豊かさの追求」の具現化の一つとして重要な経営課題であると認識しております。利益還元については、株主価値の長期的最大化に向けて、将来の事業拡大に必要不可欠な在庫投資や、経営体質強化のための内部管理体制の充実への成長投資等を勘案して決定しております。

これらを踏まえ、経営理念の更なる具現化として掲げている「三つのS（注）1」のより具体的な数値目標として、配当性向30%超を目指して経営に邁進してまいります。

平成24年7月期の普通株式に係る期末配当金につきましては、前述の業績により、まことに遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。優先株式の配当金につきましても、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。なお、配当性向は算出しておりません。

当社の事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。中間配当の決定機関は取締役会であり、基準日は1月31日となっております。期末配当に関しましては、決定機関は株主総会となっております。

内部留保資金につきましては、企業価値と企業体質の更なる発展、成長、経営基盤の強化のため、たな卸資産の購入など積極的な事業投資に活用し、継続的な利益還元を実現してまいります。

（注）1 「三つのS」

- ① CS…Customer’s Satisfaction（顧客満足）
- ② ES…Employee’s Satisfaction（従業員満足）
- ③ SS…Shareholder’s Satisfaction（株主満足）

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月
最高(円)	41,400	4,950	1,468	1,599	299
最低(円)	4,320	360	227	202	70

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	223	194	193	162	141	130
最低(円)	153	118	122	120	125	70

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	経営管理部 担当	久保 玲 士	昭和33年 1月26日生	平成 3年 7月 小堀会計事務所入所 平成 8年11月 株式会社アテネコーポレーション 入社 平成 9年10月 同社取締役管理部長 平成14年 1月 当社入社 平成14年 2月 当社取締役管理本部長 平成14年11月 当社常務取締役 平成16年 6月 当社常務取締役経営企画室長 平成16年 8月 当社常務取締役 平成18年 2月 当社常務取締役経営管理本部長 平成19年10月 当社代表取締役社長 平成20年10月 当社取締役副社長 平成21年 5月 当社取締役副社長兼経営管理本部長 平成21年10月 当社取締役経営管理本部長 平成22年 2月 当社取締役経営管理部長 平成24年 7月 当社代表取締役社長兼経営管理部 担当 (現任)	(注 3)	普通株式 6,073
取締役	事業部長	牧 口 正 一	昭和44年11月 2日生	平成 5年 4月 株式会社武蔵野銀行入社 平成13年12月 ダイヤモンドリース株式会社 (現 三菱UFJリース株式会社) 入社 平成16年11月 株式会社アーバンコーポレイショ ン入社 平成19年11月 当社入社 平成21年 5月 当社ファイナンス部長 平成21年10月 当社取締役ファイナンス部長 平成21年11月 当社取締役ファイナンス本部長 平成22年 2月 当社取締役ファイナンス部長 平成24年 8月 当社取締役事業部長 (現任)	(注 3)	—
取締役		細 川 和 憲 (注 1)	昭和24年 8月27日	昭和48年 4月 国税庁入庁 平成16年 7月 関東信越国税不服審判所長 平成17年 4月 東京経済大学現代法学部教授 平成18年 4月 東京経済大学現代法学部・大学院 法学研究科教授 (現任) 平成19年 5月 税理士登録 平成22年 7月 当社取締役 (現任)	(注 3)	—
監査役 (常勤)		椎 塚 裕 一 (注 2)	昭和43年11月21日生	平成 3年 4月 水落司法書士事務所入所 平成11年 8月 麹町総合事務所 (現 司法書士法 人麹町総合事務所) 入所 平成16年10月 株式会社アーバンビジョン監査役 (現任) 平成20年10月 当社監査役就任 (現任)	(注 4)	—
監査役		伊 禮 勇 吉 (注 2)	昭和12年 8月25日生	昭和37年 4月 琉球政府文教局勤務 昭和38年 4月 琉球政府巡回裁判所勤務 昭和39年10月 司法試験合格 昭和40年 4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和42年 4月 東京弁護士会入会、成毛法律事務 所入所 昭和44年 4月 伊禮法律事務所 (現伊禮綜合法律 事務所) 設立(現任) 平成15年 6月 株式会社オオバ 社外監査役 平成15年 9月 当社監査役(現任)	(注 5)	普通株式 3,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		柿本謙二 (注2)	昭和42年5月4日生	平成元年10月	サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所	(注4)	—
				平成5年11月	公認会計士第三次試験合格 公認会計士登録		
				平成9年3月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)退所		
				平成11年10月	株式会社ファンコミュニケーションズ監査役(現任)		
				平成15年4月	株式会社アイビービー設立 代表取締役(現任)		
				平成15年4月	アーク総合事務所開設 代表(現任)		
				平成18年10月	当社監査役(現任)		
				平成21年2月	株式会社アロークロスペクトホールディングス(現アロークロスペクトリアリティー) 代表取締役		
計							9,073

- (注) 1 取締役細川和憲は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役椎塚裕一、伊禮勇吉及び柿本謙二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 任期は平成23年10月28日開催の定時株主総会による選任後、平成25年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 任期は平成22年10月28日開催の定時株主総会による選任後、平成26年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 任期は平成23年10月28日開催の定時株主総会による選任後、平成27年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

コーポレート・ガバナンスが有効に機能することは、継続的に企業価値を高めていくためには極めて基本的なことであります。不公正・非効率な経営は企業価値を損なうのみならず、会社の継続的な成長にとって致命的な妨げになると認識しております。

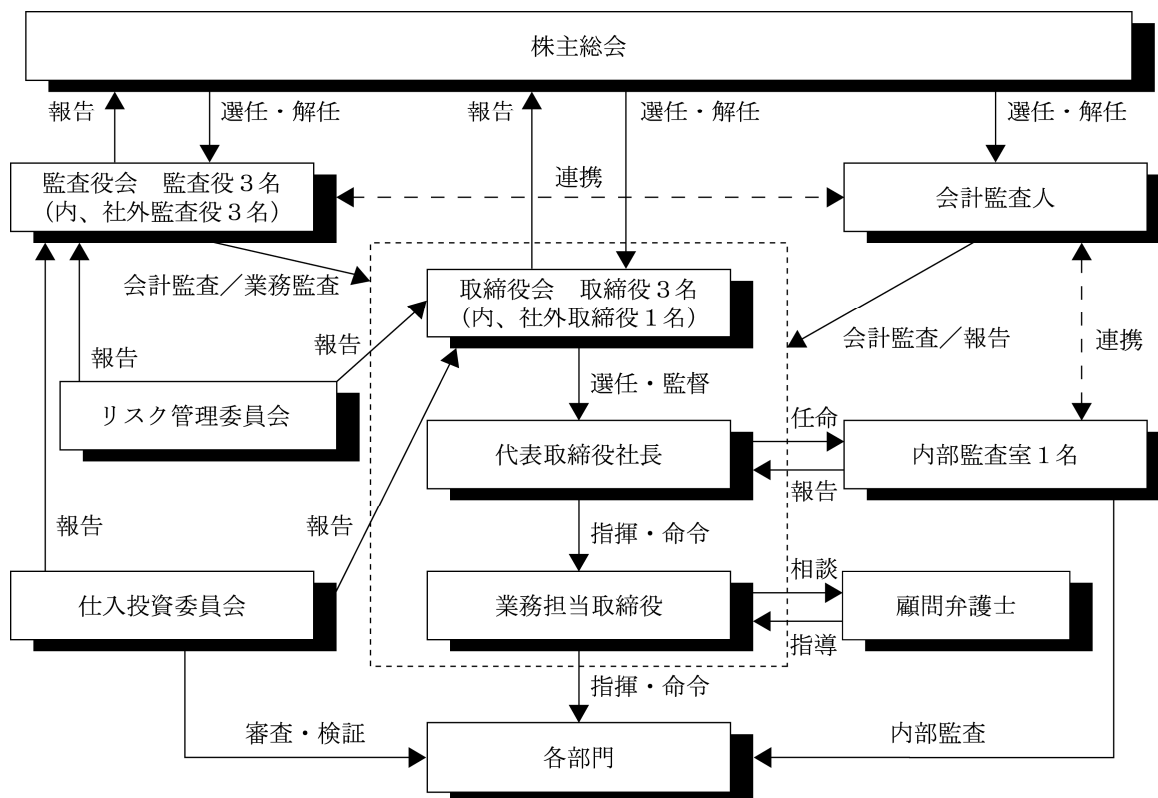
したがって、会社構成員とりわけ経営者及び管理職が率先し、志と自己規律を高めて法令遵守・順法精神の向上に努め、さらには徹底した対話を重ねて経営戦略の共有化を図っていくことによって、企業価値の向上を目指していく所存であります。また、株主の皆様、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会等の制度の強化・改善を図りながらコーポレート・ガバナンスを充実させてまいりたいと考えております。

・企業統治の体制の概要

会社の機関の内容

当社の経営組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。

(平成24年10月31日現在)



(ア) 取締役会

取締役会は毎月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催も行い、重要な業務執行および法定事項に関する決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。取締役は平成24年10月31日現在3名（うち1名は社外取締役）であります。取締役会において十分に議論を尽くすことで経営上の良し悪しの判断を明確にしていく社風を維持してまいります。そのことにより、経営の効率化と意思決定・業務執行の迅速化、さらには競争力の強化と企業価値の向上を目指しております。

(イ) 監査役会および監査役監査

当社では、委員会制度は採用せず、監査役制度を効果的に活用したいと考えております。当社監査役会の主な活動としては、各監査役が取締役会に出席するほか、常勤監査役を中心として社内各部署

に対して業務執行状況の監査を行っております、当社の監査役は平成24年10月31日現在3名であり、全員を社外監査役（うち1名が常勤監査役）とし、健全な経営を遂行するためのチェック体制や内部統制の充実に努めております。

(ウ) 仕入投資委員会

平成21年10月23日付で公表しておりますとおり、当社は過年度決算の修正について調査委員会から報告書を受け取った旨の発表を行いました。過年度決算の修正を行うこととなった原因の一つに、事業計画の立案や検証に甘さがあったことは否定できず、また仕入れた物件の評価について会計上保守的に認識すべきとの視点が不足しておりました。さらに、事業計画の進捗の報告義務が不徹底であったことがあげられます。これらの事態を回避し、より安全・確実な収益の獲得を目指すために、仕入投資委員会を設置しました。

本委員会は、取締役会に対して仕入・開発行為についての勧告・検証を行う委員会であり、当社の販売用不動産の仕入及び販売について、売買取引の内容を審査し、意見を述べるものとしております。

なお、本委員会は、当社取締役から1名、内部監査室から1名、当社とは独立した外部者から2名の合計4名で構成されております。

本委員会が勧告・検証する事項は、当社の行う以下の行為としております。

- ① 販売用不動産の仕入及び販売
- ② 開発行為
- ③ 固定資産（収益を生むものに限る）の購入
- ④ すでに資産として計上されている販売用不動産、固定資産の他の用途への転用

本委員会は、定例委員会（隔月）および臨時委員会（随時）を開催しており、その活動状況は当社の定例取締役会に報告されております。

・企業統治の体制を採用する理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容および会社規模等に鑑み、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。取締役会の意思決定機能および監督機能の強化、執行責任の明確化および業務執行の迅速化を図る一方、社外取締役も加えた取締役会による業務執行の監督機能、監査役会による監督・監査機能の整備・運用、また仕入投資委員会による審査・検証・勧告により、適切なガバナンス体制が構築されているものと考えております。

・内部統制システムの整備の状況

(ア) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、全取締役および使用人のコンプライアンスに対する啓蒙活動について討議し、「株式会社アルデプロ企業行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を制定して実行・指導する。

日常の業務執行においては、全取締役および使用人が定められた「職務分掌規程」、「職務権限規程」および「稟議規程」等に基づいた処理を実施する。

コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。

コンプライアンス違反者に対しては、「就業規則」に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、経営活動全般にわたる制度および業務の執行状況について、コンプライアンスおよび財務報告の信頼性の確保の観点から調査を行い、以って内部管理体制

制の強化および経営効率化の増進に資することとする。

当社は、社外取締役および社外監査役のなかから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員に指定することとする。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、「文書管理規程」および「情報管理規程」に、各組織単位の詳細な保管文書一覧を定め、定期的に整備状況を精査・確認する。また、必要に応じて保管・運用方法の見直しと改善を図り、取締役または監査役の要請に応じて、速やかに閲覧提供できる体制を整える。

取締役および使用人の業務執行にかかる情報については、ITの効率活用、情報のデータベース化、必要情報の存否・保存状況の検索システム等について、総務主管部署が情報の統括管理を所管し、必要な研究・検討を進める。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的な組織として、代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク管理体制の整備を推進し、運用を評価する。

取締役および管理職位にある者は、取締役会決議または「職務権限規程」に基づき、その付与された権限の範囲内で職務を履行し、その範囲内で、損失発生の危険を管理する。付与された権限を越える場合は、「稟議規程」に定める決裁を要し、その許可された範囲内で、損失の危険を管理する。

取締役および管理者の職務の履行におけるリスク管理の基本的事項については、別に、「リスク管理基本規程」を定める。

総務主管部署は、情報セキュリティマネジメントシステムの構築を討議し、必要に応じて外部機関の認証も取得することで、社内外ともに有効かつ安心の情報管理に取り組むものとする。

(エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図る。

経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸として、短期経営計画に基づき毎年策定される年度計画の目標達成のために、各業務執行ラインが活動することとする。

日常の職務執行に際しては、「職務分掌規程」および「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の責任者が「職務権限基準表」に定めた意思決定ルールに則り、業務を遂行することとする。

「職務分掌規程」、「職務権限規程」および「職務権限基準表」に定めた運用基準は、規程・基準の改廃を含めて総務主管部署が所管し、日常業務における意思決定ルールの明確化と定着化を目指して、厳格な監視・指導に務める。

(オ) 当社における業務の適正を確保するための体制

当社の内部監査部門は、監査役と連携して定期的な内部監査を行う。

当社の内部監査部門は、監査役と連携して、当社の「コンプライアンス・マニュアル」に則り、全取締役および使用人に法令遵守の重要性等を周知・徹底させる。

コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。

(カ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、その職務を補助すべき専任部門およびスタッフは、内部監査部門に兼務させる。

(キ) (カ)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

前項の使用人の職務遂行の評価については、監査役の意見を聴取するものとする。

(ク) 取締役および使用人が監査役または監査役会に報告するための体制その他の監査役または監査役会への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議または委員会に出席することができる。

監査役には、主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに資料等が提出される。

監査役は、定期的に取り締役・監査役連絡会を開催し、更に、必要に応じ随時業務執行状況の報告を受けすることができる。

(ケ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役の職責、心構え、監査基準等を明確にした「監査役監査基準」を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。

監査役は、監査の実施に当たり、監査役独自に収集した業務執行状況の報告等を踏まえつつ、内部監査部門、会計監査人とも相互連携する。

監査役は、会計監査人との両者の監査業務の品質および効率を高めるため、四半期毎に1回および必要により情報・意見交換等を行い、内部監査部門を含めた緊密な連携を図る。

必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

(コ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に置き、反社会的勢力の排除に向け、「株式会社アルデプロ企業行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を指針とし、「反社会的勢力対応マニュアル」に則り行動する。

反社会的勢力に関する対応については、自治体および警察をはじめとする外部専門機関との密な連携を図り、不測の事態に備える体制を整えることとする。

(サ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適正に行うため「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準に関する実施基準」に準じて、また「内部統制規程」に則り、内部監査部門が整備・運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば、これを是正していく体制の維持・向上を図る。

② 内部監査および監査役監査、会計監査の状況

当社各部門および管理部門から独立した組織である内部監査室は毎月1回、各部署に対して内部監査を実施し、各部署の業務が法令・規則および社内規程等に即して行われているか監査しております。なお、内部監査室の人員は平成24年10月31日現在、1名であります。なお、監査計画を毎年1回監査役会において報告しております。また、内部監査の結果を毎月1回開催される取締役会および監査役会において報告しており、その際、各取締役および各監査役が適宜意見を発表しております。

監査役監査では、各監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準、監査の方針、監査計画等に従って、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を

調査しております。また、監査役会では、会計監査人および内部監査室と定期的に会合を持って連携を図り、監査役会においてこれらの活動によって得られた情報を報告し、各監査役はこれを共有したうえで、意見交換や重要事項の協議を行っております。

なお、監査役柿本謙二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

会計監査では、会社法および金融商品取引法に基づき、監査契約を締結している明誠監査法人は、年間の監査計画に従い、監査を実施しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名：

指定社員・業務執行社員 市原豊、指定社員・業務執行社員 武田剛

・監査業務に係る補助者の構成：その他6名（公認会計士試験合格者、システム監査担当者等）

なお、監査役会において、会計監査人が監査の実施状況および監査方針を説明しております。

③ 社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役3名であります。これにより全役員（取締役3名、監査役3名、計6名）のうち過半数の4名が社外取締役または社外監査役によって占められており、当社が取り組むコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制のさらなる強化に資するものと考えております。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役の細川和憲氏ならびに社外監査役の椎塚裕一氏、伊禮勇吉氏および柿本謙二氏の3名との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

当社は、社外取締役および社外監査役を選任することにより、的確な情報共有と充実した審議を基盤とした経営判断に努めております。各社外取締役および社外監査役は、これまでの経験を生かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点での経営の監督とチェック機能を果たしております。取締役会においては、代表取締役社長または担当取締役から当社の営業活動の状況、内部統制の状況、内部監査実施状況等について定期的に報告を受けております。また、主に社外取締役からは経営陣から独立した客観的視点での助言等を、社外監査役からは取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保することに資する指摘等を得ております。また、監査役会においては、各監査役が取締役会に出席し必要に応じて意見を述べていることに加え、監査役会において必要情報を全員で共有し、意見交換や重要事項の協議を行うなどにより、取締役の職務執行の監査を行っております。

また、これら社外取締役および社外監査役は、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなしうる人格、識見、能力を有していると会社が判断しております。

当社は、業務執行の監督機能を強化する観点、あるいは取締役の業務執行を公正に監査する観点から、株式会社東京証券取引所の定める上場規程等も十分に意識しつつ、一般株主と利益相反を生じる恐れのない人材を、社外取締役または社外監査役とする方針としております。

なお、社外取締役1名、社外監査役3名は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程で規定する独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役、社外監査役）の要件を充足していることから、一般株主保護のため、独立役員として届け出ております。

④ 社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係、取引関係、その他の利害関係

社外監査役椎塚裕一は、司法書士法人麴町総合事務所の副代表であり、当社は同事務所との間で不動産登記業務に関する取引があります。

社外監査役伊禮勇吉は、平成24年7月31日現在当社株式を3,000株所有しております。また、当社の顧問弁護士である伊禮竜之助は、社外監査役伊禮勇吉の実子であります。当社は伊禮竜之助に対して、法律問題の処理・相談に係る手数料として平成24年7月期に571千円の取引を行っております。その他、人的関係、その他の利害関係はございません。

平成24年10月31日現在上記以外の社外取締役1名、社外監査役1名とは、人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

⑤ 取締役の定数および取締役の選任の決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、その選任議案は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑥ 取締役および監査役の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

⑦ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営理念でもあります「三つの豊かさの追求」のうちの「経済的豊かさの追求」を各ステークホルダー、ことに株主の皆様と共有する一環として、利益還元を機動的に行いたいと考えております。その実現のため取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、基準日は1月31日としております。

⑧ 自己株式の取得の決定機関

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応し、資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑩ 役員報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	24,000	24,000	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—
社外役員	9,600	9,600	—	4

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成15年10月24日開催の定時株主総会において、年額1億4,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）とする決議をしております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年10月24日開催の定時株主総会において年額3,000万円以内とする決議をしております。
3. 社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額については、該当事項はあり

ません。

4. 役員賞与については、該当事項はありません。

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

各取締役の報酬については、会社の業績、役位、在籍期間における実績、社内バランス等を総合的に勘案し、株主総会で決議頂いた総額の範囲内で、取締役会で決定することにしております。

ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役がこれを決定することにしております。

各監査役の報酬については、株主総会で決議頂いた総額の範囲内で、監査役の協議によって決定することにしております。

⑪ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 4,704千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社コーセーアールイー	19,200	7,104	営業政策投資目的

(当事業年度)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
株式会社コーセーアールイー	19,200	4,704	営業政策投資目的

⑫ 種類株式の発行について

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種優先株式、B種優先株式を発行しております。

当社は、配当金の優先配当について普通株式と異なる定めをした議決権のあるC種優先株式、D種優先株式、E種優先株式を発行しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000	—
連結子会社	—	—
計	22,000	—

提出会社

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
17,160	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬については、監査計画に基づく監査日数、当社の規模や業務の特性等の要素を勘案し、監査公認会計士等と協議を行い、監査役会の同意を得たうえで、監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成23年8月1日から平成24年7月31日まで)の財務諸表について、明誠監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集等に努めております。また、公益財団法人財務会計基準機構等の行うセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年7月31日)	当事業年度 (平成24年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,532	131,002
販売用不動産	※1 10,341,914	※1 2,703,174
前渡金	10,000	—
前払費用	3,561	5,172
短期貸付金	530,000	—
預け金	87,071	80,127
その他	30,816	—
貸倒引当金	△5,454	—
流動資産合計	11,009,443	2,919,478
固定資産		
有形固定資産		
建物	24,763	24,763
減価償却累計額	△24,763	△24,763
建物（純額）	—	—
構築物	220	220
減価償却累計額	△220	△220
構築物（純額）	—	—
工具、器具及び備品	32,601	23,307
減価償却累計額	△32,601	△23,307
工具、器具及び備品（純額）	—	—
有形固定資産合計	—	—
投資その他の資産		
投資有価証券	7,104	4,704
出資金	1,725	415
長期貸付金	200,000	200,000
長期滞留債権等	200,000	200,000
その他	32,686	35,785
貸倒引当金	△218,238	△200,000
投資その他の資産合計	223,277	240,904
固定資産合計	223,277	240,904
資産合計	11,232,721	3,160,382

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年7月31日)	当事業年度 (平成24年7月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1, ※2 9,195,546	※1, ※2 6,172,555
1年内返済予定の長期借入金	45,494	111,982
未払金	424,204	283,588
未払費用	456,638	388,274
預り金	3,584	2,131
未払法人税等	969	1,210
未払消費税等	325,009	249,515
預り敷金	128,043	77,612
前受収益	8,316	—
解約損失引当金	10,000	—
その他	1,104	—
流動負債合計	10,598,910	7,286,868
固定負債		
長期借入金	356,956	191,969
退職給付引当金	6,262	3,639
長期未払金	140,131	19,931
固定負債合計	503,350	215,540
負債合計	11,102,261	7,502,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△175,688	△4,644,695
利益剰余金合計	△175,688	△4,644,695
株主資本合計	124,311	△4,344,695
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,304	△96
評価・換算差額等合計	2,304	△96
新株予約権	3,843	2,764
純資産合計	130,459	△4,342,027
負債純資産合計	11,232,721	3,160,382

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月 31 日)
売上高	4,217,401	3,240,181
売上原価	※2 3,996,700	※2 7,897,461
売上総利益又は売上総損失(△)	220,701	△4,657,280
販売費及び一般管理費	※1 717,960	※1 475,383
営業損失(△)	△497,259	△5,132,663
営業外収益		
受取利息	※3 16,082	2,545
受取配当金	140	135
受取手数料	48,929	18,388
貸倒引当金戻入額	—	20,899
解約損失引当金戻入額	—	10,000
雑収入	26,327	199
営業外収益合計	91,479	52,168
営業外費用		
支払利息	115,831	84,018
支払手数料	1,118	—
消費税相殺差損	15,494	10,375
その他	—	1,331
営業外費用合計	132,444	95,725
経常損失(△)	△538,225	△5,176,220
特別利益		
債務免除益	536,686	704,961
未払金戻入益	—	27,000
新株予約権戻入益	1,154	1,079
固定資産売却益	※4 430	—
関係会社株式売却益	11,999	—
投資有価証券売却益	41	—
貸倒引当金戻入額	334	—
償却債権取立益	664	—
解約損失引当金戻入額	50,000	—
その他	50,000	—
特別利益合計	651,311	733,040
特別損失		
和解金	42,030	16,710
事業再生費用	—	7,890
特別損失合計	42,030	24,600
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	71,055	△4,467,780
法人税、住民税及び事業税	1,549	1,226
法人税等合計	1,549	1,226
当期純利益又は当期純損失(△)	69,505	△4,469,007

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月 31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 不動産再活事業					
建物仕入高		227,557	28.3	31,855	15.7
土地仕入高		453,214	56.4	138,551	68.5
仕入直接経費		21,540	2.7	5,131	2.5
仕掛品抽出科目		101,707	12.6	26,739	13.2
合計		804,019	100.0	202,277	100.0
期首販売用不動産 たな卸高		13,407,130		10,341,914	
他勘定受入高		45,486		—	
期末販売用不動産 たな卸高		10,341,914		2,703,174	
不動産再活事業売上原価			3,914,721		7,841,017
II 不動産賃貸収益等事業					
支払管理費等		81,978	100.0	56,444	100.0
不動産賃貸収益等事業売上原価			81,978		56,444
売上原価合計			3,996,700		7,897,461

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	8,462,898	—
当期変動額		
欠損填補	△8,462,898	—
当期変動額合計	△8,462,898	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	8,462,898	—
当期変動額		
欠損填補	△8,462,898	—
当期変動額合計	△8,462,898	—
当期末残高	—	—
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△8,708,092	△175,688
当期変動額		
欠損填補	8,462,898	—
当期純利益又は当期純損失(△)	69,505	△4,469,007
当期変動額合計	8,532,404	△4,469,007
当期末残高	△175,688	△4,644,695
利益剰余金合計		
当期首残高	△8,708,092	△175,688
当期変動額		
欠損填補	8,462,898	—
当期純利益又は当期純損失(△)	69,505	△4,469,007
当期変動額合計	8,532,404	△4,469,007
当期末残高	△175,688	△4,644,695
株主資本合計		
当期首残高	54,805	124,311
当期変動額		
欠損填補	—	—
当期純利益又は当期純損失(△)	69,505	△4,469,007
当期変動額合計	69,505	△4,469,007
当期末残高	124,311	△4,344,695

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 8 月 1 日 至 平成23年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成23年 8 月 1 日 至 平成24年 7 月 31 日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△2,025	2,304
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,329	△2,400
当期変動額合計	4,329	△2,400
当期末残高	2,304	△96
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,025	2,304
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,329	△2,400
当期変動額合計	4,329	△2,400
当期末残高	2,304	△96
新株予約権		
当期首残高	4,346	3,843
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△502	△1,079
当期変動額合計	△502	△1,079
当期末残高	3,843	2,764
純資産合計		
当期首残高	57,126	130,459
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失(△)	69,505	△4,469,007
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,827	△3,479
当期変動額合計	73,333	△4,472,486
当期末残高	130,459	△4,342,027

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失 (△)	△4,467,780
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△23,692
解約損失引当金の増減額 (△は減少)	△10,000
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,622
受取利息及び受取配当金	△2,681
支払利息	84,018
債務免除益	△704,961
未払金戻入益	△27,000
事業再編費用	7,890
たな卸資産の増減額 (△は増加)	7,638,739
前渡金の増減額 (△は増加)	10,000
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	16,436
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△75,493
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△166,985
その他	24,081
小計	2,299,950
利息及び配当金の受取額	2,681
利息の支払額	△98,377
法人税等の支払額	△986
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,203,268
投資活動によるキャッシュ・フロー	
出資金の回収による収入	1,310
貸付金の回収による収入	466,870
投資活動によるキャッシュ・フロー	468,180
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△2,522,243
長期借入金の返済による支出	△36,680
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,558,923
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	112,526
現金及び現金同等物の期首残高	98,604
現金及び現金同等物の期末残高	※ 211,130

【継続企業の前提に関する事項】

当社は、当事業年度において、売上高32億40百万円（前期比23.2%減）、営業損失51億32百万円、経常損失51億76百万円を計上し、5期連続で営業損失、経常損失を計上しました。また前事業年度は69百万円の当期純利益を計上しましたが、当事業年度は44億69百万円の当期純損失を計上し、43億42百万円の債務超過に陥りました。さらに、事業再生ADR手続の中で全金融機関との間で合意した債務弁済計画案の一部について変更を余儀なくされている状況にあります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。

当該状況を解消すべく当社は次の施策を実施しております。

- ① 金融機関に対しては、引き続き既存の販売用不動産の売却等について協議を進め、継続して支援を受ける予定であります。また、既存の販売用不動産の処分が目途が立ち次第、人員を拡充し新規物件の仕入、販売にエネルギーを注力する方針であります。
- ② 金融機関に対して平成24年7月末に弁済予定であった債務について、支払時期の繰延べを要請しております。
- ③ 平成24年7月に実施した希望退職者の募集により当社の従業員数は平成24年9月14日現在5名となっており、これによる固定費削減効果は年間30百万円を見込んでおります。その他の販売費および一般管理費についても事務所賃貸面積の縮小などにより一層の削減を進めてまいります。
- ④ 事業再生ADR手続の事業再生計画において、対象となる担保付不動産の売却に伴い追加で無担保債権が発生した場合、対象となる金融機関には債務の株式化（以下、「DES」といいます。）、もしくはサービサーへの債権譲渡に応じていただくこととなっております。DESを行う場合には、臨時株主総会または定時株主総会の決議を得ることとなっております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づき計上しております。

(3) 解約損失引当金

不動産売買契約の解約に伴う損失に備えるため、負担見込額を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は当期の費用として処理しております。

【会計方針の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付負債

	前事業年度 (平成23年7月31日)	当事業年度 (平成24年7月31日)
担保資産		
販売用不動産	10,341,914千円	2,703,174千円
担保付負債		
短期借入金	8,992,842	5,209,787

※2 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年7月31日)	当事業年度 (平成24年7月31日)
当座貸越契約の総額	2,488,000千円	2,488,000千円
借入実行残高	626,034	556,139
差引額	1,861,965	1,931,860

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)
販売手数料	237,234千円	116,865千円
役員報酬	37,500	33,600
給与及び賞与	104,260	57,815
退職給付費用	2,204	1,399
管理諸費	115,177	122,163
広告宣伝費	6,006	6,196
水道光熱費	58,618	25,367
租税公課	53,326	34,436
おおよその割合		
販売費	36.0%	25.9%
一般管理費	64.0	74.1

※2 売上原価に含まれるたな卸資産評価損

	前事業年度 (自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)
	40,201千円	4,649,982千円

※3 関係会社に係るもの

	前事業年度 (自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)
受取利息	11,649千円	一千円

※4 固定資産売却益の内訳

	前事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)	当事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)
工具器具備品	430千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年 8月 1日 至 平成23年 7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
譲渡制限 種類株式 (株)	—	1, 818, 182	1, 818, 182	—
B種優先株式 (株)	—	11, 676	11, 676	—
合計	—	1, 829, 858	1, 829, 858	—

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

取得請求権付種類株式の転換請求による取得 1, 829, 858株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の消却による減少 1, 829, 858株

当事業年度 (自 平成23年 8月 1日 至 平成24年 7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式	9, 952, 236	71, 272	—	10, 023, 508
A種優先株式	8, 916	—	—	8, 916
B種優先株式	15, 025	—	880	14, 145
C種優先株式	2, 160, 476	—	—	2, 160, 476
D種優先株式	2, 160, 410	—	—	2, 160, 410
E種優先株式	138, 822	—	—	138, 822
合計	14, 435, 885	71, 272	880	14, 506, 277
自己株式				
B種優先株式	—	880	880	—
合計	—	880	880	—

(変動事由の概要)

増加数の内容は、次のとおりであります。

1. 普通株式の増加71, 272株は、B種優先株式の転換による増加であります。
2. B種優先株式の自己株式の増加880株は、転換に伴う当社の取得であります。

減少数の内容は、次のとおりであります。

1. B種優先株式の減少880株は、B種優先株式の普通株式への転換によるものであります。
2. B種優先株式の自己株式の減少880株は、自己株式880株の消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成20年12月のストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,764
合計			—	—	—	—	2,764

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)
	千円
現金及び預金勘定	131,002
預け金	80,127
現金及び現金同等物	211,130

（リース取引関係）

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以上のリース物件がないため記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動に必要な資金を資本市場からの資金調達もしくは金融機関からの借入によって調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、また、デリバティブ取引は社内規程により行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金は、主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであります。事業再生ADR手続の成立により、借入金の利息については、年1%と定めており、金利変動リスクを回避しております。また、借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

デリバティブ取引については、社内規程により行わない方針であり、当事業年度末において、デリバティブ残高はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	131,002	131,002	—
(2) 投資有価証券	4,704	4,704	—
(3) 短期借入金	(6,172,555)	(6,172,555)	—
(4) 長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	(303,951)	(292,674)	(11,277)

(注)1. 負債に計上されているものにつきましては、()で表示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 長期借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額は「借入金等明細表」に記載しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

その他の有価証券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株券	4,704	4,800	△96
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	4,704	4,800	△96
合計	4,704	4,800	△96

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却損益の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度 (平成24年7月31日)
① 退職給付債務の額	3,639 千円
② 退職給付引当金の額	3,639

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度 (平成24年7月31日)
① 退職給付費用	1,399 千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

簡便法によっております。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	651千円	一千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成15年5月16日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社勤務2カ月以上の従業員33名	当社取締役5名及び従業員52名
株式の種類及び付与数	普通株式 1個 (注)	普通株式 4,430個
付与日	平成15年5月30日	平成20年12月9日
権利確定条件	付与日(平成15年5月30日)から 権利確定日(平成17年5月16日) まで継続して勤務していること	付与日(平成20年12月9日)から 権利確定日(平成22年10月24日) まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成15年5月30日 ～平成17年5月16日	平成20年12月9日 ～平成22年10月24日
権利行使期間	平成17年5月17日 ～平成25年5月15日	平成22年10月25日 ～平成30年10月24日

(注) 当社は以下のように株式分割を行っております。株式の付与数は、株式分割前の数であります。
平成15年10月7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月5日付をもって普通株式1株を2株に分割
平成16年4月7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年6月18日付をもって普通株式1株を4株に分割
平成16年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式1株を10株に分割
平成18年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月1日付をもって普通株式1株を5株に分割

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年7月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

決議年月日	平成15年5月16日	平成20年12月9日
権利確定前		
期首(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
期首(株)	400	6,160
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	1,730
未行使残(株)	400	4,430

② 単価情報

決議年月日	平成15年5月16日	平成20年12月9日
権利行使価格(円)	150	1,358
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	—	624

(3) 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
新株予約権戻入益	1,154千円	1,079千円

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年7月31日)	当事業年度 (平成24年7月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却超過額	6,678千円	4,151千円
退職給付引当金	2,548	1,297
解約損失引当金	4,070	—
投資有価証券評価損	6,084	5,328
商品評価損	9,084,900	7,877,830
貸倒引当金繰入限度超過額	9,927	25,279
債務免除益	9,783,791	8,567,427
繰越欠損金	6,255,265	7,613,374
未払金	—	4,279
その他	132,487	106,319
小計	25,285,754	24,205,288
評価性引当額	△25,285,754	△24,205,288
繰延税金資産合計	—	—

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年7月31日)	当事業年度 (平成24年7月31日)
法定実効税率	40.7%	—%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	
住民税均等割	2.1	
延滞税・加算税等	37.6	
評価性引当の増減	△78.8	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.2	— (注)

(注) 税引前当期純損失を計上したため、当該事項の記載を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」
(平成23年法律第114号) 及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源

の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年8月1日に開始する事業年度から平成26年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率の変更による影響はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、築年数の経過した中古マンションを仕入れ、リフォームなどのバリューアップを施して販売する「不動産再活事業」を主な事業とし、不動産再活事業に付随する不動産賃貸等を「不動産賃貸収益等事業」として展開しております。

したがって、当社では、「不動産再活事業」と「不動産賃貸収益等事業」を報告セグメントとしております。

なお、前事業年度は、連結財務諸表を作成しておりますので、変更後の区分方法による前事業年度の報告セグメントの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報は、記載しておりません。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額
	不動産再活事業	不動産賃貸収益 等事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,885,536	354,645	3,240,181	—	3,240,181
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,885,536	354,645	3,240,181	—	3,240,181
セグメント利益又はセグメント 損失(△)	△4,955,481	152,026	△4,803,454	△329,209	△5,132,663
セグメント資産	2,944,548	—	2,944,548	215,834	3,160,382
その他の項目					
減価償却費	—	—	—	—	—
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	—	—	—	—	—

(注) 1 セグメント利益の調整額 △329,209千円は、各報告セグメントに配賦されない全社費用△329,209千円であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額215,834千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

3 セグメント利益は、損益計算書の営業損失と調整しております。

4 セグメント資産は、貸借対照表の資産合計と調整しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
㈱ベガスベガス	1,258,635千円	不動産再活事業
㈱ARDパートナーズ東京	555,309千円	不動産再活事業
㈱フェリーチェーンベストメント	357,955千円	不動産再活事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当事業年度(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社エム・エル・エス	東京都渋谷区	1,000	有価証券の取得及び保有	(被所有)直接17.38	—	債務免除	57,175	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)
1株当たり純資産額	△2,368円76銭	△2,771円67銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	7円71銭	△446円56銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	7円71銭	1株当たり当期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については記載していません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年7月31日)	当事業年度 (平成24年7月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	130,459	△4,342,027
普通株式に係る純資産額(千円)	△23,574,442	△27,781,850
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	3,843	2,764
優先株式等	23,701,058	23,437,058
普通株式の発行済株式数(株)	9,952,236	10,023,508
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	9,952,236	10,023,508

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)	当事業年度 (自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	69,505	△4,469,007
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	69,505	△4,469,007
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	9,016,938	10,007,669
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		
新株予約権	297	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 第6回新株予約権 優先株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 E種優先株式	新株予約権 第6回新株予約権 優先株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 E種優先株式

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)コーセーアールイー	19,200	4,704
計			4,704	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 及び減損損 失累計額又 は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	24,763	—	—	24,763	24,763	—	—
構築物	220	—	—	220	220	—	—
工具、器具及び備品	32,601	—	9,293	23,307	23,307	—	—
有形固定資産計	57,584	—	9,293	48,291	48,291	—	—
無形固定資産							
ソフトウェア	10,995	—	—	10,995	10,995	—	—
無形固定資産計	10,995	—	—	10,995	10,995	—	—

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	9,195,546	6,172,555	1.00	—
1年以内に返済予定の長期借入金	45,494	111,982	1.00	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	356,956	191,969	1.00	平成26年7月～ 平成27年7月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
1年以内に返済予定のその他有利子負債	1,500	3,500	1.00	—
有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)	8,500	6,000	1.00	平成26年7月～ 平成27年7月
合計	9,607,998	6,486,007	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
95,984	95,984	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	期末残高 (千円)
貸倒引当金(注) 1	223,692	—	2,793	20,899	200,000
解約損失引当金 (注) 2	10,000	—	—	10,000	—

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2 解約損失引当金の当期減少額「その他」は、回収による減少額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分		金額(千円)
現金		130,000
預金の種類	普通預金	1,002
	郵便貯金	0
	計	1,002
合計		131,002

b 販売用不動産

名称	金額(千円)
販売用土地	2,204,428
販売用建物	498,746
計	2,703,174

(イ) 販売用土地

名称	面積 (㎡)	金額(千円)
東京都	755.40	1,164,000
神奈川県	8,479.26	312,971
その他	7,125.81	727,457
計	16,360.47	2,204,428

(ロ) 販売用物件

名称	金額(千円)
神奈川県	279,000
その他	219,746
計	498,746

c 長期貸付金

名称	金額(千円)
株式会社リナート	200,000
計	200,000

d 長期滞留債権等

名称	金額(千円)
株式会社トレジャー	200,000
計	200,000

② 負債の部

a 短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社関西アーバン銀行	4,845,222
株式会社十六銀行	546,639
株式会社東日本銀行	297,784
株式会社三重銀行	201,205
その他	281,703
計	6,172,555

b 未払金

相手先	金額(千円)
官公庁	239,550
その他	44,038
計	283,588

c 未払費用

相手先	金額(千円)
未払利息	334,120
その他	54,153
計	388,274

d 未払消費税

相手先	金額(千円)
官公庁	249,515
計	249,515

e 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社関西アーバン銀行	6,000
株式会社三重銀行	5,969
株式会社十六銀行他29行	180,000
計	191,969

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	141,880	492,152	2,792,188	3,240,181
税引前四半期純利益金額又は税引前四半期(当期)純損失金額(△)(千円)	5,192	△1,484,495	△1,126,176	△4,467,780
四半期純利益金額又は四半期(当期)純損失金額(△)(千円)	4,886	△1,485,103	△1,127,096	△4,469,007
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額(△)(円)	0.49	△148.56	△112.68	△446.56

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	0.49	△148.86	35.75	△333.41

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	10月中
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	該当事項はありません。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.ardepro.co.jp
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第24期(自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)平成23年10月31日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度 第24期(自 平成22年8月1日 至 平成23年7月31日)平成23年10月31日 関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第25期第1四半期(自 平成23年8月1日 至 平成23年10月31日)平成23年12月15日 関東財務局長に提出

第25期第2四半期(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)平成24年3月16日 関東財務局長に提出

第25期第3四半期(自 平成24年2月1日 至 平成24年4月30日)平成24年6月14日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成23年11月1日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書

平成24年7月6日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号（訴訟の解決）の規定に基づく臨時報告書

平成24年7月23日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年10月30日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロの平成24年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において売上高32億40百万円

(前期比23.2%減)、営業損失51億32百万円、経常損失51億76百万円を計上し、5期連続で営業損失及び経常損失を計上している。また、当事業年度において44億69百万円の当期純損失を計上し、43億42百万円の債務超過となっている。さらに、事業再生ADR手続の中で全金融機関との間で合意した債務弁済計画案の一部について変更を余議なくされている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルデプロの平成24年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アルデプロが平成24年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年10月31日

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久保玲士

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長久保玲士は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年7月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前事業年度の売上高の金額の高い拠点から合算していき、前事業年度の売上高の概ね2/3に達する事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、前渡金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した勘定科目以外の範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月31日
【会社名】	株式会社アルデプロ
【英訳名】	ARDEPRO Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保玲士
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長久保玲士は、当社の第25期(自 平成23年8月1日 至 平成24年7月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

